

第1条 次に掲げる通知の規定中「印」を削る。

- 一 ミバエ類排除確認調査実施要領（昭和52年12月13日付け52農蚕第7472号農蚕園芸局長通達）別記様式1
- 二 不用船（機）用品取締り実施要領（平成14年1月21日付け13生産第3264号）別記様式3
- 三 家畜衛生講習会実施要項（平成19年4月2日付け18消安第13860号農林水産省消費・安全局長通知）別記様式
- 四 プラムポックスウイルスの緊急防除の実施について（平成22年2月17日付け21消安第12215号消費・安全局長通知）別記様式4

第2条 次に掲げる通知の規定中「㊤」を削る。

- 一 植物検疫くん蒸における危害防止対策要綱（昭和43年4月22日付け43農政B第699号農政局長通達）第1号様式及び第2号様式
- 二 種馬鈴しょ検疫実施要領（昭和49年8月31日付け49農蚕第5333号農蚕園芸局長通達）第2号様式及び第5号様式
- 三 病害虫防除所設置届出等の様式について（昭和60年9月9日付け60農蚕第5023号農蚕園芸局長通達）別紙Ⅰから別紙Ⅲまで
- 四 第67条 テンサイシストセンチュウの緊急防除の実施について（平成30年3月27日付け29消安第6597号消費・安全局長通知）別記様式第2号及び別記様式第7号
- 五 登録代行機関の登録実施要領（令和元年7月30日付け元消安第1389号消費・安全局長通知）別記様式
- 六 米国向けうんしゅうみかん生果実輸出検疫実施要領（令和2年3月4日付け元消安第5031号消費・安全局長通知）第1号様式、第4号様式及び第6号様式

第3条 次に掲げる通知の規定中「氏名を記入し、押印する」を「氏名を付記する」に改める。

- 一 南アフリカ共和国産スウィートオレンジ、レモン、グレープフルーツ及びクレメンティン並びにエスワティニ産スウィートオレンジ、グレープフルーツ及びクレメンティンの生果実に関する植物検疫実施細則（昭和48年5月24日付け48農蚕第3113号農蚕園芸局長通達）3（1）ウ
- 二 フィリピン共和国産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則（昭和50年7月5日付け50農蚕第3800号農蚕園芸局長通達）4（2）ウ
- 三 台湾産パパイヤ及びマンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則（昭和53年7月28日付け53農蚕第5514号農蚕園芸局長通達）5（3）ア
- 四 台湾産ポンカン、タンカン、リュウチン種のスウィートオレンジ及びれいしの生果実に関する植物検疫実施細則（昭和55年4月3日付け55農蚕第1357号農蚕園芸局長通達）5（3）ア
- 五 消毒が行われるカナダ産さくらんぼ生果実に関する植物検疫実施細則（昭和57年5月20日付け57農蚕第3035号農蚕園芸局長通達）4（1）ウ
- 六 アメリカ合衆国産ネクタリン生果実に関する植物検疫実施細則（昭和63年6月17日付け63農蚕第3712号農蚕園芸局長通達）4（2）ウ
- 七 ニュージーランド産ネクタリン生果実に関する植物検疫実施細則（昭和63年11月29日付け63農蚕第6884号農蚕園芸局長通達）4（2）ウ
- 八 フィリピン共和国産パパイヤ生果実に関する植物検疫実施細則（平成6年4月25日付け6農蚕第2525号農蚕園芸局長通達）4（4）
- 九 中華人民共和国産れいし生果実に関する植物検疫実施細則（平成6年4月25日付け6農蚕第2525号農蚕園芸局長通達）4（4）
- 十 オーストラリア連邦産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則（平成6年10月25日付け6農蚕第6660号農蚕園芸局長通達）5（2）ウ
- 十一 スペイン国産レモン、クレメンティン及びスウィートオレンジの生果実に関する植物検疫実施細則（平成8年9月17日付け8農産第5863号農産園芸局長通達）3（1）ウ及び3（2）エ
- 十二 台湾産ぶどう生果実に関する植物検疫実施細則（平成9年12月19日付け9農産第8722号農産園芸局長通達）3（4）
- 十三 アメリカ合衆国産せいようすもの生果実に関する植物検疫実施細則（平成13年3月27日付け12生産第1143号生産局長通達）4（2）ウ
- 十四 チリ産さくらんぼ生果実に関する植物検疫実施細則（平成13年10月31日付け13生産第5599号生産局長通達）3（2）ウ
- 十五 アルゼンチン産グレープフルーツ、スウィートオレンジ（バレンシア種、サルスティアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種のものに限る。）、レモン、エレンドール、クレメンティン、ノバ及びマーコットの生果実に関する植物検疫実施細則（平成15年4月25日付け14生産第10776号生産局長通知）1（3）
- 十六 オーストラリアのタスマニア産さくらんぼの生果実に関する植物検疫実施細則（平成17年3月10日付け16消安第9372号消費・安全局長通達）3（2）ウ

第4条 植物防疫法に基く提出書類の様式について（昭和27年5月2日付け27農局第527号）の一部を次のように改正する。

1 法第 24 条第 4 項の規定による平常発生防除計画書様式、2 法第 24 条第 4 項の規定による異常発生防除計画書様式及び3 法第 24 条第 4 項の規定による防除計画の変更様式中「農林大臣」を「農林水産大臣」に改め、「昭和」を削り、「㊟」を削る。

第 5 条 栽培地検査実施細則（昭和 32 年 4 月 9 日付け 32 振局第 1065 号振興局長通達）の一部を次のように改正する。

4（2）中「朱印する」を「朱色で表示する」に改める。

第 1 号様式及び第 2 号様式中「印」を削る。

第 6 条 麦角菌核混入穀類等取締り要領（昭和 46 年 2 月 6 日付け 45 農政第 2628 号農政局長通達）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式中「㊟（注）」を削り、「㊟」を削り、（注）を削る。

第 2 号様式中「㊟（注）」を削り、（注）を削る。

第 3 号様式及び第 4 号様式中「㊟（注）」を削り、「㊟」を削り、（注）を削る。

第 5 号様式中「㊟（注）」を削り、（注）を削る。

第 7 条 麦角菌核混入穀類等加工消毒工場指定要領（昭和 46 年 2 月 6 日付け 45 農政第 2628 号農政局長通達）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式中「㊟」を削り、（注）2 を削り、（注）1 を（注）とする。

第 2 号様式中「㊟」を削る。

第 8 条 くん蒸倉庫指定要綱（昭和 46 年 2 月 6 日付け 45 農政第 2628 号農政局長通達）の一部を次のように改正する。

別記様式 1 中「㊟」を削り、[注] 2 を削り、[注] 3 を [注] 2 とする。

別記様式 2 中「㊟」を削る。

第 9 条 移動制限植物等検査実施要領（昭和 47 年 5 月 15 日付け 47 農政第 2168 号農政局長通達）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
-----	-----

第1 趣旨

植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下「法」という。）第16条の2及び第16条の3の規定に基づく移動の制限及び禁止に係る植物等の検査は、法及び植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）に定めるところによるほか、この要領の定めるところにより実施するものとする。

第2 検疫補助員の設置

1 植物防疫所長（那覇植物防疫事務所長を含む。以下同じ。）は、植物防疫官が行う規則第35条の4第1項の検査及び規則第35条の5第1項の消毒の確認並びにその証明に伴う事務並びに移動制限植物等の取締り及び啓もうを補助させるため必要がある場合には、移動制限植物検疫補助員（以下「検疫補助員」という。）を委嘱するものとする。

2～5（略）

第3 検査申請書の提出

貨物として移動する植物等に係る規則第35条の4第3項の検査申請書の提出は、検疫補助員を委嘱している場合にあつては、検疫補助員を経由して行わせることができるものとする。

第4 検査の通知

貨物として移動する植物等につき植物防疫官が規則第35条の4第4項に基づいて行う検査の期日及び場所の通知は、検疫補助員を委嘱している場合にあつては検疫補助員を通じて行うことができるものとする。

第5 検査の方法

1 規則第35条の4第1項の検査は、原則として移動しようとする植物等の

第1 趣旨

植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下「法」という。）第16条の2及び第16条の3の規定に基づく移動の制限及び禁止並びに法第18条第1項の規定に基づき制定された「カンキツグリーンング病菌の緊急防除に関する省令」（平成19年農林水産省令第8号。以下「省令」という。）第3条及び第4条に基づく移動の制限及び禁止に係る植物等の検査は、法及び植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）又は省令に定めるところによるほか、この要領の定めるところにより実施するものとする。

第2 検疫補助員の設置

1 植物防疫所長（那覇植物防疫事務所長を含む。以下同じ。）は、植物防疫官が行う規則第35条の4第1項及び省令第4条第1項の検査並びに規則第35条の5第1項の消毒の確認並びにその証明に伴う事務並びに移動制限植物等の取締り及び啓もうを補助させるため必要がある場合には、移動制限植物検疫補助員（以下「検疫補助員」という。）を委嘱するものとする。

2～5（略）

第3 検査申請書の提出

貨物として移動する植物等に係る規則第35条の4第3項及び省令第4条第2項の検査申請書の提出は、検疫補助員を委嘱している場合にあつては、検疫補助員を経由して行わせることができるものとする。

第4 検査の通知

貨物として移動する植物等につき植物防疫官が規則第35条の4第4項及び省令第4条第3項に基づいて行う検査の期日及び場所の通知は、検疫補助員を委嘱している場合にあつては検疫補助員を通じて行うことができるものとする。

第5 検査の方法

1 規則第35条の4第1項及び省令第4条第1項の検査は、原則として移動

<p>全量について行うものとする。 2～4 (略)</p> <p>第6 検査合格の表示 植物防疫官は、検査の結果合格としたときは、次により検査合格の表示を行うものとする。 (1) 貨物として移動する植物等の場合は、検査の申請者に対し規則第22号の5様式の証明書を交付するとともに、当該植物のそれぞれの容器包装の外装に規則第22号の6様式の証票を添付し、又は規則第22号の7様式の証印を押印する。 <u>(2) 携帯品(手荷物を含む。)</u> 又は郵便物として移動する植物等(以下「携帯品等として移動する植物等」という。)の場合は、規則第22号の8様式の証紙をはり付け、それぞれの容器包装の外装に規則第22号の6様式の証票を添付し又は規則第22号の7様式の証印を押印する。</p> <p>第7 (略)</p> <p>第8 消毒施設等の指定 1 植物防疫所長は、規則別表5の備考欄の11に基づく施設等の基準として、次の(1)及び(2)に掲げる基準その他必要と認められる基準を定め、公表するものとする。 (1) くん蒸施設 ア くん蒸倉庫及びくん蒸箱の場合にはくん蒸ガス保有力(内容積1立方メートル当たり臭化メチル10グラムを使用した場合の4時間後のガス残存率)が70パーセント以上あり、コンテナーの場合には海上コンテ</p>	<p>しようとする植物等の全量について行うものとする。 2～4 (略)</p> <p>第6 検査合格の表示 植物防疫官は、検査の結果合格としたときは、次により検査合格の表示を行うものとする。 (1) <u>規則第35条の4第1項の規定に基づく検査</u> ア 貨物として移動する植物等の場合は、検査の申請者に対し規則第22号の5様式の証明書を交付するとともに、当該植物のそれぞれの容器包装の外装に規則第22号の6様式の証票を添付し、又は規則第22号の7様式の証印を押印する。 イ <u>携帯品(手荷物を含む。)</u> 又は郵便物として移動する植物等(以下「携帯品等として移動する植物等」という。)の場合は、規則第22号の8様式の証紙をはり付け、それぞれの容器包装の外装に規則第22号の6様式の証票を添付し又は規則第22号の7様式の証印を押印する。 (2) <u>省令第4条第1項の規定に基づく検査</u> <u>省令第4条第1項の「カンキツグリーンニング病菌及びミカンキジラミが付着していないと認める旨を示す表示」は、当該植物又はその容器包装に別記様式第4号の移動制限植物等検査合格確認票を添付してするものとする。</u></p> <p>第7 (略)</p> <p>第8 消毒施設等の指定 1 植物防疫所長は、規則別表5の備考欄の11に基づく施設等の基準として、次の(1)及び(2)に掲げる基準その他必要と認められる基準を定め、公表するものとする。 (1) くん蒸施設 ア くん蒸倉庫及びくん蒸箱の場合にはくん蒸ガス保有力(内容積1立方メートル当たり臭化メチル10グラムを使用した場合の4時間後のガス残存率)が70パーセント以上あり、コンテナーの場合には海上コンテ</p>
---	---

<p>ナ―詰輸入植物検疫要領（昭和 47 年 8 月 24 日付け 47 農政第 4502 号農政局長通達）別表に定めるくん蒸施設指定の基準に該当するものであること。</p> <p>イ・ウ（略）</p> <p>（2）（略）</p> <p>2～8（略）</p> <p>第 9～第 13（略）</p> <p>第 14 <u>移動制限植物等及び移動禁止植物等</u>の船内消費用及び機内消費用としての使用の承認</p> <p>1 <u>植物防疫官は、船舶又は航空機の管理者から規則第 35 条の 2 で定める植物及びその容器包装並びに規則第 35 条の 7 で定める植物及び有害動物並びにその容器包装（以下第 14 において「移動制限植物等及び移動禁止植物等」という。）を船内消費用又は機内消費用（以下「船内消費用等」という。）として積みたい旨の申し出があった場合は、当該管理者に対し積込もうとする植物等の種類、数量、積込みを必要とする理由及び残渣の処理方法を記載した書面を提出させるものとする。</u></p> <p>2（略）</p> <p>3 植物防疫官は、船内消費用等として積込まれた<u>移動制限植物等及び移動禁止植物等の残渣が違反して移動されるのを防止するため、船舶又は航空機の管理者に対し、当該残渣の保管及び処分につき必要な措置を行うよう要請するものとする。</u></p> <p>第 15～第 18（略）</p> <p>様式第 1 号～様式第 3 号（略）</p> <p>様式第 4 号 削除</p> <p>様式第 5 号・様式第 6 号（略）</p>	<p>ナ―詰輸入植物検疫実施要領（昭和 47 年 8 月 24 日付け 47 農政第 4502 号農政局長通達）別表に定めるくん蒸施設指定の基準に該当するものであること。</p> <p>イ・ウ（略）</p> <p>（2）（略）</p> <p>2～8（略）</p> <p>第 9～第 13（略）</p> <p>第 14 移動禁止植物の船内消費用及び機内消費用としての使用の承認</p> <p>1 植物防疫官は、船舶又は航空機の管理者から<u>移動禁止植物等（規則第 35 条の 7 で定める植物及び有害動物並びにその容器包装をいう。以下同じ。）</u>を船内消費用又は機内消費用（以下「船内消費用等」という。）として積みたい旨の申し出があった場合は、当該管理者に対し積込もうとする植物等の種類、数量、積込みを必要とする理由及び残渣の処理方法を記載した書面を提出させるものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>3 植物防疫官は、船内消費用等として積込まれた<u>移動禁止植物等の残渣が違反して移動されるのを防止するため、船舶又は航空機の管理者に対し、当該残渣の保管及び処分につき必要な措置を行うよう要請するものとする。</u></p> <p>第 15～第 18（略）</p> <p>様式第 1 号～様式第 3 号（略）</p> <p>様式第 4 号 <u>（略）</u></p> <p>様式第 5 号・様式第 6 号（略）</p>
--	--

様式第7号

移動制限植物等積込禁止
卸下証明書

年 月 日

植物防疫所（支所又は出張所）
植物防疫官 氏名

殿

下記植物等について、植物防疫法第16条の4の規定により積込禁止
卸下したことを証明する。

積載船（機）名
植物等の種類・名称
梱数・数量
輸送方法
荷送人住所氏名
荷受人住所氏名
積込禁止又は卸下年月日
積込禁止又は卸下の理由

様式第8号—1～様式第8号—3 （略）

様式第7号

移動制限植物等積込禁止
卸下証明書

平成 年 月 日

植物防疫所（支所又は出張所）
植物防疫官 氏名

㊞

殿

下記植物等について、植物防疫法第16条の4の規定により積込禁止
卸下したことを証明する。

積載船（機）名
植物等の種類・名称
梱数・数量
輸送方法
荷送人住所氏名
荷受人住所氏名
積込禁止又は卸下年月日
積込禁止又は卸下の理由

様式第8号—1～様式第8号—3 （略）

第10条 移動禁止植物並びに移動制限植物等の移動許可処理について（昭和47年6月19日付け47農政第2837号農政局長）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>植物防疫法第16条の3第1項ただし書の規定による移動禁止植物等の移動許可及び植物防疫法施行規則第35条の3第1項第1号の規定による移動制限植物等の移動許可の処理にあたっては、下記の点に留意のうえ遺憾のないようにされたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>別添(1)・別添(2) (略)</p>	<p><u>昭和47年5月15日付け農林省訓令第15号が別添写しのとおり発せられ、これにより、植物防疫法第16条の3第1項ただし書の規定による移動禁止植物等の移動許可ならびに植物防疫法施行規則第35条の3第1項第1号の規定による移動制限植物等の移動許可は植物防疫所長および那覇植物防疫事務所長の専決事項とされたので、これらの規定による移動許可の処理にあたっては、下記の点に留意のうえ遺憾のないようにされたい。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. <u>大臣印の取扱いについて</u> <u>指令書については、あらかじめ、本省で作成のうえ大臣印を押印し、各植物防疫所（那覇植物防疫事務所を含む。以下同じ）においては、農林省公印規則第9条および第10条に基づきこれを管理するとともに、公印使用受払簿を備え、許可指令書を発行する際は、そのつどこれに記載することとする。</u></p> <p>2. (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>別添(1)・別添(2) (略)</p>

第11条 海上コンテナ一詰輸入植物検疫要領（昭和47年8月24日付け47農政第4502号農政局長通達）の一部を次のように改正する。

別記様式1号中「㊟（注）」を削り、「㊟」を削り、（注）を削る。

別記様式2号中「㊟（注）」を削り、（注）を削る。

別記様式3号中「㊟」を削る。

第12条 輸入木材検疫要綱の運用基準（昭和51年3月1日付け50農蚕第7551号農蚕園芸局長通達）の一部を次のように改正する。

別記様式1中「㊟」を削り、（注）を削る。

別記様式2中「㊟」を削る。

第13条 特定化学物質等作業主任者技能講習及び植物検疫くん蒸作業主任者専門講習実施要綱（昭和51年3月5日付け51農蚕第483号農蚕園芸局長通達）の一部を次のように改正する。

別記様式1中「㊟」を削り、（注）を削る。

別記様式2及び別記様式3中「㊟」を削り、「昭和」を削り、「大正」を削り、（注）1を削り、（注）2を（注）1とし、（注）3を（注）2とする。

別記様式6及び別記様式8中「㊟」を削る。

別記様式9中「㊟」を削り、（注）を削る。

別記様式11及び別記様式12中「印」を削る。

第14条 植物防疫所における調査研究の運営要領について（昭和54年11月13日付け54農蚕第7508号）の一部を次のように改正する。

別記様式2中「公印」を削り、「印」を削る。

第15条 植物検疫くん蒸作業主任者専門講習再講習（くん蒸用農薬安全適正使用推進講習）の事務手続について（昭和55年9月30日付け55農蚕第6084号）の一部を次のように改正する。

別記様式2中「大正」を削り、「昭和」を削り、「㊟」を削る。

別記様式5中「㊟」を削る。

第16条 航空コンテナ等積替確認実施要領（昭和58年9月26日付け58農蚕第5594号農蚕園芸局長通達）の一部を次のように改正する。

別記様式1中「㊟（注）」を削り、（注）を削る。

別記様式2中「印」を削る。

別記様式3中「印（注）」を削り、（注）1を削り、（注）2を（注）とする。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>第1～第10 （略）</p> <p>（仕向先空港における検査等）</p> <p>第11 植物防疫官は、第9の届出があった当該貨物の密閉状態が良好なものである場合において、当該貨物が輸入禁止品に該当せず、かつ、取締上支障がないと認めるときは、仕向先空港で検査を受けさせることができる。</p> <p>2 植物防疫官は、前項の規定により仕向先空港で検査を受けさせるときは、積替えを行おうとする者に<u>航空コンテナ積替届確認通知書（別記様式3の2）を交付するものとする。ただし、積替確認印（別記様式4）を押印した第9の積替届の写しをもって航空コンテナ積替届確認通知書に替えることができる。なお、積替えを行う空港の事情により、交付が遅れる場合はこの限りではない。</u></p> <p>3 （略）</p> <p>第12 （略）</p> <p>別表 （略）</p> <p>（略）</p> <p><u>別記様式3の2</u></p>	<p>第1～第10 （略）</p> <p>（仕向先空港における検査等）</p> <p>第11 植物防疫官は、第9の届出があった当該貨物の密閉状態が良好なものである場合において、当該貨物が輸入禁止品に該当せず、かつ、取締上支障がないと認めるときは、仕向先空港で検査を受けさせることができる。</p> <p>2 植物防疫官は、前項の規定により仕向先空港で検査を受けさせるときは、<u>第9の積替届に積替確認印（別記様式4）を押印し、積替えを行おうとする者に交付するものとする。ただし、積替えを行う空港の事情により、交付が遅れる場合はこの限りではない。</u></p> <p>3 （略）</p> <p>第12 （略）</p> <p>別表 （略）</p> <p>（略）</p> <p>（新設）</p>

航空コンテナ積替届確認通知書

受付番号

申請者

殿

申請年月日

確認通知発行年月日

植物防疫官

下記のとおり積替えを実施されたい。

IATA番号	到着日	到着時刻
到着便名	出発予定日	出発予定時刻
出発便名	輸送経路	仕向先空港名
検査場所		
記号		

01 貨物の密閉方法		
会社名(記号)	IATA IDコード	コンテナ番号
植物名		産地
細数	数量	
02 貨物の密閉方法		
会社名(記号)	IATA IDコード	コンテナ番号
植物名		産地
細数	数量	
03 貨物の密閉方法		
会社名(記号)	IATA IDコード	コンテナ番号
植物名		産地
細数	数量	
04 貨物の密閉方法		
会社名(記号)	IATA IDコード	コンテナ番号
植物名		産地
細数	数量	
05 貨物の密閉方法		
会社名(記号)	IATA IDコード	コンテナ番号
植物名		産地
細数	数量	

(略)

(略)

第17条 果樹母樹ウイルス病検査要領（昭和59年4月16日付け59農蚕第1772号農蚕園芸局長通達）の一部を次のように改正する。

別記様式1中「㊟」を削り、(注)3を削り、(注)4を(注)3とし、(注)5から(注)7までを1ずつ繰り上げる。

別記様式2中「㊟」を削る。

第18条 消毒貨物の積替え陸路輸送取締実施要領（昭和61年1月30日付け61農蚕第473号農蚕園芸局長通達）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟(注)」を削り、「㊟」を削り、(注)を削る。

第19条 中華人民共和国新疆ウイグル自治区産メロン生果実に関する植物検疫実施細則（昭和63年2月27日付け63農蚕第 939号農蚕園芸局長通達）の一部を次のように改正する。

2（2）イ中「氏名を記入し、押印する」を「氏名を付記する」に改める。

別記様式1中「印」を削る。

別記様式2を次のように改める。

別記様式2 輸出検査記録台帳

(年)

植物検疫 証明書番号	輸入者	輸出 箱数	指定地域 の名称	検査 月日	検査場所	検査担当者	検査数量	検査結果	ウリミバエ 発生の有無	検疫証明書 発給月日	発行場所	発行者	日本国植物 防疫官の確認 月 日

第20条 米国向けなし検疫実施要領（平成2年3月15日付け2農蚕第1244号農蚕園芸局長通達）の一部を次のように改正する。
第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第7の1関係）

米国向けなし生産園地成績表（発かけ期直後・収穫期直前）（ 年度）

植物防疫官氏名
補助員氏名

生産園地 番号	生産者 氏名	品種名	栽培 本数（本）	確認月日	袋かけ 状況*	病害虫 発生状況*	標札の設置

（注） 第7の2の各要件が満たされている場合は○、満たされていない場合は×を記載すること。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第8の1関係）

米国向けなし選果こん包施設等登録申請書（ 年 度）

年 月 日

植物防疫所（支所又は出張所） 植物防疫官 殿

申請者
住 所
氏 名

下記施設を米国向けなし選果こん包施設として申請します。

選果こん包施設名	選果こん包施設所在地	選果こん包施設連絡先	選果こん包施設責任者氏名	選果技術員氏名	日後の選果こん包実施の有無 ^{※1}	植物防疫所ホームページへの施設情報の公表可否 ^{※2}

- (注) 1 日後の選果こん包作業を実施する場合は「有」、実施しない場合は「無」を記載すること。
2 植物防疫所ホームページへの施設情報の公表を可とする場合は「可」、不可とする場合は「否」を記載すること。

第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第10の2関係）

米国向けなし選果こん包実施報告書

年 月 日

輸出者（選果こん包申請者） 殿

登録選果こん包施設名
登録選果こん包施設番号
選果こん包施設責任者氏名

米国向けなしとして以下のとおり選果こん包したので、報告します。

実施年月日	選果時間	選果こん包数量 [※]	担当選果技術員氏名
	： ～ ：		
	： ～ ：		
	： ～ ：		

- (注) 品種別の数量（kg又はkg換算）を記載した書類を添付すること。

第6号様式中「㊟」を削り、(注)を削る。

第21条 海上コンテナの内航船積替えの確認基準（平成2年11月14日付け2農蚕第2280号農蚕園芸局長通達）の一部を次のように改正する。

別記様式1中「@」を削り、（注）を削る。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>1 (略)</p> <p>2 積替確認申請 積替えが行われる港を管轄する植物防疫所（植物防疫事務所並びにその支所及び出張所を含む。以下同じ。）の植物防疫官は、積替えを行おうとする者に対し、積替届（別記様式1）<u>及び船荷証券(Bill of lading)の写しを提出させる。</u></p> <p>3 積替申請の確認 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 植物防疫官は、(1)の確認の結果、当該積替えが同項に掲げるすべての条件に適合しており、かつ、取締り上支障がないと認めるときは、積替えを行おうとする者に対し、<u>海上コンテナ積替届確認通知書（別記様式1の2）を交付するとともに、仕向先港を管轄する植物防疫所に提出すべき検査申請書にこれを添付させる。ただし、積替確認印（別記様式2）を押印した2の積替届の写しをもって海上コンテナ積替届確認通知書に替えることができる。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>別記様式1の2</u></p>	<p>1 (略)</p> <p>2 積替確認申請 積替えが行われる港を管轄する植物防疫所（植物防疫事務所並びにその支所及び出張所を含む。以下同じ。）の植物防疫官は、積替えを行おうとする者に対し、積替届（別記様式1）<u>2部に船荷証券(Bill of lading)の写し1部を添付したものを提出させる。</u></p> <p>3 積替申請の確認 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 植物防疫官は、(1)の確認の結果、当該積替えが同項に掲げるすべての条件に適合しており、かつ、取締り上支障がないと認めるときは、積替えを行おうとする者に対し、<u>2の積替届に積替確認印（別記様式2）を押印して1部を交付するとともに、仕向先港を管轄する植物防疫所に提出すべき検査申請書にこれを添付させる。</u></p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>

海上コンテナ積替届確認通知書

受付番号

申請者

殿

申請年月日

確認通知発行年月日

植物防疫官

下記のとおり積替えを実施されたい。

BL番号	植物検査証明書の有無	○有 ○無
積載船名	入港年月日	
入港場所		
産地		
種類・名称		
細数	数量	
コンテナ数	コンテナの種類	
仕向先防疫所		
積替場所	仕向先港名	
到着予定日	陸揚場所	
記事		

01	コンテナ番号	封印番号
02	コンテナ番号	封印番号
03	コンテナ番号	封印番号
04	コンテナ番号	封印番号
05	コンテナ番号	封印番号
06	コンテナ番号	封印番号
07	コンテナ番号	封印番号
08	コンテナ番号	封印番号
09	コンテナ番号	封印番号
10	コンテナ番号	封印番号
11	コンテナ番号	封印番号
12	コンテナ番号	封印番号
13	コンテナ番号	封印番号
14	コンテナ番号	封印番号
15	コンテナ番号	封印番号

(略)

(略)

第22条 輸入禁止品に関する農林水産大臣の輸入許可手続実施要綱（平成10年3月30日付け10農産第2441号農産園芸局長通達）の一部を次のように改正する。

別記様式1の1から別記様式1の5まで中「印」を削る。

別記様式2、別記様式3の1から別記様式3の3まで、別記様式4の1及び別記様式4の2、別記様式5、別記様式6並びに別記様式8中「㊟」を削り、（注）を削る。

別記様式9の1から別記様式9の4まで中「印」を削る。

別記様式10から別記様式15まで中「㊟」を削り、（注）を削る。

第23条 輸出用木材こん包材消毒実施要領（平成15年10月16日付け15消安第2489号消費・安全局長通知）の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」を削り、〔注〕を削る。

第24条 検疫有害動物付着コーンスターチ用トウモロコシ加工消毒実施要領（平成16年7月16日付け16消安第3042号消費・安全局長通知）の一部を次のように改正する。

第1号様式から第4号様式まで中「㊟」を削り、（注）を削る。

第25条 検疫有害動物付着コーンスターチ用トウモロコシ加工消毒工場指定要領（平成16年7月16日付け16消安第3042号消費・安全局長通知）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊟」を削り、（注）4を削る。

第2号様式中「㊟」を削る。

第26条 台湾向け生果実検疫実施要領（平成18年2月7日付け17消安第11342号消費・安全局長通知）の一部を次のように改正する。

第6の8及び第8号様式中「廃棄数量及び検品技術員氏名を記入し、押印する」を「廃棄数量及び検品技術員氏名を記入する」に改める。

第27条 中華人民共和国向け精米の輸出検疫実施要領（平成20年6月20日付け20消安第3741号消費・安全局長通知）の一部を次のように改正する。

別記様式1及び別記様式2中「㊟」を削り、（注）を削る。

別記様式3及び別記様式4中「㊟」を削る。

別記様式5及び別記様式6中「㊟」を削り、（注）を削る。

別記様式7及び別記様式8中「㊟」を削る。

別記様式9中「㊟」を削り、（注）を削る。

第28条 重要病害虫発生時対応基本指針（平成24年5月17日付け24消安第650号消費・安全局長通知）の一部を次のように改正する。

別記様式1を次のように改める。

別記様式 1（第 4 関係）

年 月 日

農林水産省消費・安全局
植物防疫課 宛

〇〇植物防疫（事務）所

重要病害虫発生時対応基本指針第 4 の 1 に基づく報告の「一覧表」について

侵入警戒調査、発生予察事業等の調査等の結果、新たな有害動植物の発生の疑いがあると認められるので下記のとおり報告します。

記

情報入手機関	情報入手年月日	宿主/寄主植物	回冠状況

（注）「一覧表」の更新があった場合はその都度、報告するものとする

別記様式 2 を次のように改める。

別記様式2（第4関係）

年 月 日

農林水産省消費・安全局
植物防疫課 宛
(〇〇農政局経由)

〔
〇〇植物防疫（事務）所
〇〇都道府県植物防疫士事務所
〕

重要病害虫発生時対応基本指針第4の3に基づく発見の報告について

侵入警戒調査、発生予察事業等の調査等において発見した有害動物を同定した結果、重要病害虫発生時対応基本指針に定義される重要病害虫に該当する又は該当する疑いがあるもので、基本指針第4の3に基づき、下記のとおり報告します。

記

(1) 有害動物の名称	
(2) 発見した日時	
(3) 発見した場所	
(4) 発見した植物名 [※]	
(5) 被害状況	
(6) その他	

※ 誘引剤等の名称の記載も可とする。

第29条 オーストラリア向け輸出ぶどう検疫実施要領（平成27年3月24日付け26消安第6522号消費・安全局長通知）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊟」を削る。

第4号様式中「㊟」を削り、（注）3を削る。

第30条 ベトナム向け輸出りんご検疫実施要領（平成28年3月11日付け27消安第5673号消費・安全局長通知）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊟」を削る。

第3号様式、第5号様式及び第7号様式中「㊟」を削り、（注）2を削り、（注）1を（注）とする。

第31条 ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除の実施について（平成28年9月26日付け28消安第2731号消費・安全局長通知）の一部を次のように改正する。

- 。別記様式第2号及び別記様式第7号中「㊟」を削る。
- 別記様式第9号中「㊟」を削り、備考1を削り、備考2を備考とする。
- 別記様式第10号中「㊟」を削り、備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

第32条 ベトナム向け輸出なし検疫実施要領（平成29年3月7日付け28消安第5333号消費・安全局長通知）の一部を次のように改正する。

- 第1号様式中「㊟」を削る。
- 第3号様式、第5号様式及び第7号様式中「㊟」を削り、（注）2を削り、（注）1を（注）とする。

第33条 アメリカ合衆国向けかき輸出検疫実施要領（平成30年3月1日付け29消安第6015号消費・安全局長通知）の一部を次のように改正する。

- 第1号様式中「㊟」を削る。
- 第3号様式、第6号様式中「㊟」を削り、（注）2を削り、（注）1を（注）とする。

第34条 キウイフルーツ苗木等検査実施要領（平成30年4月25日付け30消安第228号消費・安全局長通知）の一部を次のように改正する。

- 第1号様式中「㊟」を削り、（記載注意）1を削り、（記載注意）2を（記載注意）1とし、（記載注意）3を（記載注意）2とし、（記載注意）4を（記載注意）3とする。
- 第2号様式及び第3号様式中「印」を削る。

第35条 カナダ向け輸出りんご検疫実施要領（平成30年7月5日付け30消安第1510号消費・安全局長通知）の一部を次のように改正する。

- 第1号様式中「㊟」を削る。
- 第4号様式中「㊟」を削り、（注）2を削り、（注）3を（注）2とする。
- 第6号様式中「㊟」を削り、（注）1を削る。

第36条 オーストラリア向けかき輸出検疫実施要領（平成30年8月6日付け30消安第1889号消費・安全局長通知）の一部を次のように改正する。

- 第1号様式中「㊟」を削る。
- 第6号様式中「㊟」を削り、（注）2を削り、（注）3を（注）2とする。
- 第8号様式中「㊟」を削り、（注）を削る。
- 第10号様式中「㊟」を削り、（注）2を削り、（注）1を（注）とする。
- 第11号様式中「㊟」を削り、（注）を削る。

第37条 タイ向けりんご等の生果実輸出検疫実施要領（平成31年3月31日付け30消安第5305号消費・安全局長通知）の一部を次のように改正する。

- 第1号様式及び第4号様式中「㊟」を削る。
- 第7号様式中「㊟」を削り、（注）2を削り、（注）1を（注）とする。

第38条 欧州連合加盟国向け中古農林業機械の輸出検疫実施要領（令和元年7月11日付け元消安第1209号消費・安全局長通知）の一部を次のように改正する。

- 第1号様式中「㊟」を削り、記入上の注意：1を削り、記入上の注意：2を記入上の注意：1とし、記入上の注意：3を記入上の注意：2とし、記入上の注意：4を記入上の注意：3とする。
- 第2号様式中「㊟」を削り、記入上の注意 2を削り、記入上の注意 1を記入上の注意とする。

第39条 タイ向けメロン等の生果実輸出検疫実施要領（令和元年12月5日付け元消安第2542号消費・安全局長通知）の一部を次のように改正する。

第1号様式、第2号様式、第5号様式及び第8号様式中「㊟」を削る。

第10号様式及び第11号様式中「㊟」を削り、（注）を削る。

第40条 令和2年度の遺伝子組換え生物等に係る立入検査等の実施について（令和2年2月28日付け元消安第5297号農林水産省消費・安全局長通知）の一部を次のように改正する。

様式第1-1を次のように改める。

様式第1-1(日本産業規格A4)

(別紙3)

整理番号	
立入検査等記録書	
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第31条第1項の規定に基づき、本職は下記のとおり、遺伝子組換え生物等の使用等をしている者、又はした者、遺伝子組換え生物等を譲渡し、又は提供した者、国内管理人、遺伝子組換え生物等を輸出した者その他の関係者に対する立入検査等を実施し、立入検査等記録書を作成した。 この立入検査等記録書を当該立入検査等に立ち会う被検査者又は当該被検査者の委任を受けた者その他の関係者(以下「立会人等」という。)に閲覧させたところ、記載内容が事実と相違ない旨の申し出があったので、共に記名した。	
年 月 日	
検査職員 検査機関名及び役職 検査職員氏名	
立会人等 所属及び役職 氏 名	
被検査者の氏名 (法人の場合は法人の名称及び代表者の氏名)	
被検査者の住所 (法人の場合は主たる事務所の所在地)	
被検査者の連絡先 (担当者の電話番号等)	
立入検査等を行った日	年 月 日
立入検査等を行った場所	

備考

「被検査者の氏名」については、被検査者と立会人が同一の場合は記載を省略できる。

様式第2を次のように改める。

様式第2(日本産業規格A4)

整理番号		
年 月 日		
見 本 採 取 票		
殿		
所属官署 (機関) 氏 名		
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第31条第1項の規定に基づき、検査のため取去したので通知する。		
取 去 し た 貨 物	品 名 ・ 銘 柄	数 量
積載船(機)名		入港年月日
蔵置場所		取去年月日
B/L No.		申告番号
採取職員所属氏名		
見本処理区分	<input type="checkbox"/> 返 却	<input type="checkbox"/> 保 存 <input type="checkbox"/> 分 析
返 却 欄	申告者	受取年月日
備 考		

(注)1. 太線枠内は、税関以外の公務員が見本採取したときは記入を要しない。
2. 本様式は、3片を1組とし、第1片を原本、第2片を通知用、第3片を倉主等用とする。

様式第5中「印」を削る。

第41条 ジャガイモシロシストセンチュウ再発防止対策指導要領(令和2年4月23日付け2消安第401号消費・安全局長通知)の一部を次のように改正する。

別記様式第2号及び別記様式第3号中「㊟」を削る。
別記様式第5号中「㊟」を削り、備考を削る。
別記様式第6号中「㊟」を削る。

第42条 特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生子防まん延防止措置の実施に当たっての留意事項についての全部改正について（口蹄疫等4疾病）（令和2年7月1日付け2消安第1567号農林水産省消費・安全局長通知）の一部を次のように改正する。

別添1の別記様式6、別記様式8、別記様式10及び別記様式11中「(印)」を削る。
別添1の別記様式9中「印」を削る。
別添2の別記様式3及び別記様式5中「(印)」を削る。
別添2の別記様式6中「印」を削る。
別添3の別記様式3、別記様式6、別記様式8及び別記様式9中「(印)」を削る。
別添3の別記様式7中「印」を削る。
別添4の様式5、様式9及び様式10中「(印)」を削る。
別添4の様式7及び様式8中「印」を削る。

附 則

- 1 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。